

KAIRO for BUSINESS

海路ニューズレター版 (for 企業法務) 年3回刊

【Q & A】 そうだ！ 弁護士に聞いてみよう！ 《民法改正で債権の消滅時効について何が変わるの？》

(秘書) 民法が改正されて債権の消滅時効についての規定も変わるそうですが、何が変わるんですか？ ちなみに、消滅時効というのは、権利を行使しないまま一定期間が経過した場合に、その権利を消滅させる制度ですよね？

(笠原) そうですね。今回の民法改正での債権の消滅時効についての変更のポイントは、①時効期間と起算点に関する見直し、②生命・身体の侵害による損害賠償請求権の時効期間を長期化する特則の新設、③時効の中断・停止の見直し、の3点です。中でも企業法務で1番影響が大きいのは、①の時効期間と起算点に関する見直しだと思います。

(秘書) 具体的には、何がどう変わるんですか？

(笠原) 消滅時効の期間は、原則として、改正前は、権利を行使できる時から10年でした。改正後は、権利を行使できる時から10年は同じですが、権利を行使できることを知った時から5年でも消滅時効が完成します(改正民法166条)。また、職業別短期消滅時効や商事時効がなくなります。

(秘書) これまでの職業別短期消滅時効や商事時効というのはどういうものですか？

(笠原) 職業別短期消滅時効というのは、飲食料は1年とか、小売商人の売掛代金は2年とか、医師の診療報酬は3年とかいったように、職業ごとに個別の短い時効期間が設定されていたものです。商事時効というのは、商行為によって生じた債権の時効期間は5年とされてい

たものです。

(秘書) 改正前は債権の種類によって時効期間が細かく分かれていて複雑ですね。

(笠原) そうですね。職業別短期消滅時効については、合理性に乏しいという意見もありました。だから、今回の改正で時効期間を統一したんです。ただし、生命・身体の侵害による損害賠償請求権については特則が定められているので注意が必要です。

(秘書) 消滅時効について、いつから改正後の法律が適用されるんですか？

(笠原) 消滅時効について改正後の民法が施行されるのは2020年4月1日です。ただし、施行日以降であっても、施行日より前に債権が生じている場合や、施行日より前に債権が発生する原因である法律行為がされている場合には、原則として改正前の民法が適用されます。ここでも、生命・身体の侵害による損害賠償請求権については例外があるので注意が必要です。消滅時効が気になる場合は、弁護士に相談した方がいいですね。



弁護士 笠原 輔
(かさはら たすく)

☞このコラムは、2019年12月のメルマガで配信されました。
☞山下江法律事務所 YouTube チャンネルでは、企業法務セミナーの動画などを公開しております。ぜひご覧ください。<http://urx2.nu/HhMA>



「同一労働同一賃金と労働者派遣法の改正」について

社会保険労務士/松本雄介



今回のテーマは「同一労働同一賃金と労働者派遣法の改正」についてです。

働き方改革の一環である「同一労働同一賃金」が2020年4月1日より施行されます(中小企業においては2021年4月1日から)。同一労働同一賃金とは正規労働者(正社員)と非正規労働者(準社員、契約社員、パートタイマー、アルバイト、嘱託社員、派遣労働者など)において差別的取扱い・不合理な処遇格差を禁止するもので、職務の内容(業務の内容や責任の程度)、配置の変更の範囲などが同じであれば同じ待遇(均等待遇)、違いがあれば違いに応じた待遇(均衡待遇)としなければなりません。

2020年4月1日から改正労働者派遣法が施行され、派遣労働者に対しては大企業/中小企業問わず同一労働同一賃金制度の対象となりますので注意が必要です。

この改正により、派遣元は同一労働同一賃

金の仕組みとして「派遣先均等・均衡方式」か「労使協定方式」のいずれかを選択することが義務付けられます。

「派遣先均等・均衡方式」とは、派遣社員と派遣先の従業員との均等待遇又は均衡待遇を図るためのもので、派遣先は派遣元に対して派遣される派遣社員と同じ仕事をする社員の待遇情報を提供しなければならないというものです。一方「労使協定方式」とは、毎年6~7月に発出される賃金構造基本統計調査や職業安定業務統計資料を基に同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金額と同等以上の処遇(給与水準)としなければならないものです。

また、処遇とは給与面だけではなく、教育訓練の実施や福利厚生施設(給食施設、休憩室や更衣室など)の利用についても派遣先に雇用される労働者との不合理な相違がないようにしなければなりません。

フクシマ社会保険労務士法人
2015年より弊所と業務提携

☞このコラムは、2019年7月のメルマガで配信されました。

第27回企業法務セミナー報告「インターネット上の契約とトラブル」

第27回企業法務セミナー「インターネット上の契約とトラブル」を開催しました。講師は弁護士の久井春樹です。

今回のセミナーでは、インターネット上の契約に関する問題点、インターネット上のトラブルに対する対策等について解説しました。

参加者様から「従前から知りたいと考えていた内容をうかがうことができた。とても分かりやすい説明でした。」「インターネットのトラブルに対する対策を事例で手続きについて説明頂き、もし自分が・・・というときの対処方法が理解できました。」など高い評価を受けました。

懇親会では顧問会社様、一般参加者様、弊所弁護士との交流を深めることができました。

次回は3月12日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。



☞過去のセミナーは、「山下江法律事務所 YouTube チャンネル」で公開中!



弁護士 ON・OFF 第 42 回 弁護士 柴橋 修

仕事に意欲的に取り組むには、やはり休日にはしっかり休んで気分転換を図ることが大事だと感じます。

私は車の運転が好きなので、ドライブすることが一番の気分転換になっています。

自分の手で操縦していると実感できることから、ずっとマニュアル車に乗っています。夜中に空いた道を、ギアチェンジをしつつ黙々と走っていると爽快な気分が味わえ、仕事の疲れがとれるように感じます。

現在所有している車はマツダの車です。マツダといえばやはりロータリーエンジンという印象があります。ロータリーエンジンの実用化のために、

当時の開発者の方々が大変苦労されたということは有名な話です。

残念ながら現在はロータリーエンジンを搭載した車は販売されていません。今から数年前、ロータリーエンジン車が生産中止に

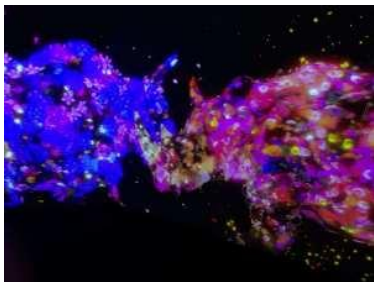


<ロータリーエンジンの模型>

なるという噂を聞き、私も購入しました。このエンジンはストレスなく高回転まで上がり、独特の魅力があります。これからもきちんとメンテナンスをして長く乗り続けたいと思っています。

☞このコラムは、2019年9月のメルマガで配信されました。

事務局コラム 第 42 回 「チームラボ」 O.K



都会でも話題になっているチームラボ、東京で体験した友人の話聞いてからずっと気になっており、この度広島で開催されるとの情報を得て行ってきました。

デジタルアート、という新しい分野のアートを体感しました。真っ暗な中、壁や天井に浮かび上がる光のアートはとても綺麗で新鮮でした。最近話題の「インスタ映え」な写真を撮ろうと頑張ってみました。映し出された光は常に動いており、写真下手な私では上手く撮るのは至難

の業でした。

自分が色付けしたイラストを映し出して動かしてくれるコーナーもあり、これは来場者が多いため自分のものを探すのがとても大変でしたが、来場している子供たちは必死に自分のイラストを探して楽しんでいました。

壁に触れることでアートが反応して動いたり、とてもワクワクする体験でした。今までアートは「鑑賞するもの」というイメージがありました。美術館で静かに絵画を鑑賞するのも良いですが、自ら体感できる新しいアートも魅力的なものでした。

☞このコラムは、2019年10月のメルマガで配信されました。



事務局通信

◆第28回企業法務セミナーのご案内



2020年3月12日(木)

18:30~20:00

講師: 弁護士/加藤 泰

「契約書作成の技法とAI契約書診断の今」

会場: LeReve 八丁堀 (中区八丁堀 1-8 エイトビル 2F)

受講料: 顧問会社様無料、一般の方4,000円(※)

※1ヶ月以内に1時間の無料法律相談(税抜1万円相当)付きです。この機会をぜひご活用下さい。

☞セミナー後に懇親会あり。詳細はHPをご覧ください。

◆家族信託専門士誕生



弁護士/青山慶子が一般社団法人家族信託普及協会認定の家族信託専門士資格を取得しました。依頼者の方のご要望を受けて、信託組成が適切かどうかを判断し、信託のスキームの立案、信託契約書の作成、公正証書の作成支援、信託監督人として信託組成後の継続フォローといった部分を担います。

◆弁護士が3名入所しました



このたび、伊藤敦史、吉村航、金重浩子が入所しました。広島本部で研修の後、それぞれ福山、岩国、東広島の各支部に赴任予定です。弊所は今後も、各地域での法務サービスの充実に努めてまいります。

◆ホームページをリニューアルしました

お客様により快適にホームページを使っただけの情報整理し、分かりやすく見やすいレイアウトにしました。



今後もコンテンツの充実に努めてまいります。

◆岩国支部休業のお知らせ

支部長弁護士/廣田麻由美の産休に伴い、岩国支部を下記の通り休業とさせていただきます。

2019年11月16日(土)~2020年3月末日



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

《広島本部》 〒730-0012
広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652
電話受付:平日9時~18時、土曜10時~17時

《福山支部》 〒720-0067
福山市西町 2-10-1 福山商工会議所ビル 5F
TEL084-993-9041 営業時間:平日9時~18時

《呉支部》 〒737-0051
呉市中央 2-5-2 NSビル 703
TEL0823-25-0077 営業時間:平日9時~18時

メルマガの登録は[山下江メルマガ](#)で検索
相談予約専用ダイヤル 0120-7834-09

《東広島支部》 〒739-0043
東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 3-1
TEL082-423-1511 営業時間:平日9時~18時

《岩国支部》 〒740-0022
山口県岩国市山手町 1-16-10 山手町ビル 402
TEL0827-23-3005 営業時間:平日9時~18時

《東京虎ノ門オフィス》 〒105-0001
東京都港区虎ノ門 1-5-8 荻ノ門ビル 803
TEL03-6632-5355 営業時間:平日9時~18時

※時間外でも相談が可能な場合もありますので、まずは相談予約専用ダイヤルへお問い合わせください。